



兒童憲章の悲願

—草案準備会に加つて—

倉 橋 惣 三

兒童も亦日本国民である。日本国民の基本的人權を保障する日本国憲法は、当然、兒童の基本的人權をも保障する。兒童の福祉も、教育もこの法的根本の理由によつて護られ、充實せられ、実現せられるのである。しかも、このことは、憲法によつて初めて成立し來たるものというよりも、人類としての当然の兒童愛に生ずることであつて、憲法は、これに合致し、これを確立し、これが普遍を推進しているに他ならない。若し、この人類の根本的眞実を忘れ、怠り、無視するものがあれば、人類の根本眞実として遺憾なるのみならず、憲法違反として、われら自らが自らを責めなければならぬ。さて、この点について、日本の現実はどうかであろうか。そこに兒童憲章の生れた所以があり、生れなければならなかつた実情がある。

兒童愛は人間至情である。しかも、人間の至情は必ずしも常に正しく發揮せられると限らない。自然の至情の發揮を妨

げるもの少なくない。其一は兒童觀であり、二は生活現実である。生活現実が如何に峻烈なるものであり、時に酷薄なものであるかは、眼前日々の事実であり、兒童觀が社会と時代との通念に指向せられ、又屢々歪められることもあるも見逸せない事実である。兒童も亦現実の中にあり、親の至情さえも、自然と理想の下に確保せられ難いことがある。況んや他人の子においておや、社会の兒童においておや。こゝに人間至情の精華たる兒童愛と、浮世のありのまゝである兒童問題との悲しい隔離がある。そこを繋ごうとするのが兒童憲章である。そこに架橋しようとするのが兒童憲章である。その繋ぐや決して容易でない。その橋を渡るや決して易々たり得ない。それが、千古の難業、世界の悲哀であつたのであり、恐らくや、あるのであるまいか。

兒童憲章を理想であるという言がある。その内容において、現在実現していないことに憂いを以て、かくあるべし、

或は、かくありたいと示し、いふことは確に理想である。しかも、理想を理想として挙げてゐる理想論ではない。その意味では、理想憲章であるよりも寧ろ、その理想が行われていないことに目を注いでゐる現実憲章(?)であるともいふたい。少くも、各々の章と、章中の語を、その理想味よりも現実の感において読まなくてはならないものである。

児童憲章の現実力を危ぶむ論がある。そうして、政府の具体化方針と予算の裏付けが問われたりする。これは、実際として大切な問題であることは言をまたない。しかし、政府としての具体化方針と予算の配当乃至捻出は、児童憲章の実現の方策であり用意である。児童憲章それ自身に、それが必ず実現されずにいない現実力がなければならぬ。或は答えて、憲章は法律ではないといふ、法権をもたないといわれたりする。その通りである。しかし、法の力よりも強い現実の力を以て立つてゐるのが児童憲章であるまいか。この現実力を児童憲章の中に万人が読みとらなかつたら、児童憲章は空文に終つても仕方がないし、その力を以て万人に迫るものにならなかつたら、意志のない弱い憲章といわれるを免れまい。

児童憲章は、憲法の精神にしたがいとあるが、その憲法の精神には、法の力を以てして未だ充分には実現されてゐるといえないところがある。それにしたがつて確立される児童観と、それにしたがつてはかられる児童の幸福とは、法の力の以外というか以上というか、この憲章のもつ独自の力によつ

てこそ実現せられ得るものである。憲法に基礎をもつ、幾多の福祉法や教育法にしても、その法権を以てして、未だ完全に実現してゐない点が少なくない。その諸法の既に規定してあることを再述し復説してゐると見られる条項をも含んでゐる児童憲章には、法の力以外乃至以上の力がないとしたら、この再述と復説とに期待することも難いとしなくてはならぬ。

以上いうところの心は、児童憲章について危惧や疑惑の感をもつものでは決してない。それどころか、法の力を以てして容易に実現されないものを実現する力を、信頼し所期せんとする心である。さて、その力は何によつて得られるのであろうか、児童憲章はわれらの定めたものである。(児童憲章初頭の句)従つて、児童憲章そのものゝ力も、われらから生れるものでなければならぬ。くわしくいえば、われらが真に如何なる児童観をもつかによるものであり、児童を取り囲む現実を、われらが如何に真に、児童の幸福に一致せしめるかである。この二つなくして、児童憲章は力をもたないであらう。児童憲章は、われら(全日本のおとな)の宣誓であり、契約であるという言葉が屢々用いられるが、宣誓にしても契約にしても、その実現の責任に対する自覚なしには無意味である。かくて、われらは、新たに制定せられた児童憲章を前にして、児童から、われらの、この責任と自覚とを問われることを忘れてはならぬ。その意義と本質とにおいて、児童憲章の悲願はわれらを喜ばせ又苦しめるのである。